



いびがわ

特産品シリーズ

お茶セミナー ～美濃いび茶で健康に～

- 日時 平成17年11月30日(水) 午後1時30分～午後3時30分
 場所 揖斐川歴史民俗資料館
 会費 300円
 内容 ●お茶の健康成分の学び
 ●煎茶の美味しい入れ方
 ●抹茶でお茶会
 定員 20名
 申込み 11月21日(月)までに農林振興課(22-2111)までお電話ください。



平成17年度 自衛隊生徒募集

募集種目	募集予定人員	資格	試験期日	待遇・その他
中学校卒業者などを対象に採用し、優れた若い人たちを自衛隊の技術者として育成するため、自衛官として給与などを支給されながら高等学校教育を受けられる制度です。	陸：約250名 海：約60名 空：約50名	中卒(見込含む) 17歳未満の男子	受付：17年11月1日 ～18年1月10日 1次：18年1月14日 2次：18年1月27日 ～18年1月30日	修業年限4年 修業時 3等陸・海・空曹

※詳しいお問い合わせは、大垣市林町5-18 光和ビル2F「自衛隊岐阜地方連絡部 大垣事務所」まで。
 TEL 0584-73-1150 URL <http://www.gifu.plo.jda.go.jp>

税務課からお知らせ

●未登記家屋の取り壊し、所有権移転について

○家屋などを取り壊したときは

家屋や土地および償却資産に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。未登記家屋の一部または全部を取り壊した場合、「家屋の滅失届出書」を提出してください。申請書の用紙は役場税務課および各振興事務所にあります。

○未登記家屋を名義変更するときは

未登記家屋の名義を変更するときや未登記家屋の名義人が死亡したとき、また売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合などには「名義人変更申告書」を提出してください。変更届の用紙は役場税務課および各振興事務所にあります。

ただし、登記がある家屋ですでに法務局で滅失登記や所有権移転登記が済んでいる場合には、提出をする必要はありません。

●家屋評価にご協力を

新築または増築された家屋については家屋評価を行うため役場税務課および各振興事務所職員が評価に伺います。この評価は、固定資産税の基となる評価額を算定するために行うものです。

評価に伺う際には、事前に連絡を取らせていただきますのでご協力をお願いします。

町税などの納期限のお知らせ

10月31日(月)は、町(県)民税(3期)、国民健康保険税(6期)、介護保険料(4期)の納期限です。

11月30日(水)は、国民健康保険税(7期)、揖斐川左岸用水・揖斐川小島・胥永用水・飛鳥川用水土地改良区費(2期)の納期限です。

納め忘れのないように、早めに納めましょう。

また、口座振替で納付されている方は、納期限前日までに預貯金残額の確認と入金をお願いします。